



令和 8 年度

福祉サービス等の概要

**町民生活課
子ども未来課
健康長寿課**

与論町

目 次

※昨年度から大幅に変更された箇所には色を付けて表示しています。

（健長）：健康長寿課 0997-97-4992

（包括）：包括支援センター 0997-97-3112

（保セ）：保健センター 0997-97-5105

（町生）：町民生活課 0997-97-4930

（こ未）：こども未来課 0997-97-2792

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

- ◆ 高齢者を支援する事業について……………（健長）（包括）1
- ◆ 地域支援事業（介護予防事業）いきいき生活を応援しますーポイント事業…（包括）1
- ◆ 健康づくりや介護予防のためのサロン・教室……………（包括）2
- ◆ 健康診断で、年1回の自己管理……………（健長）（保セ）2
- ◆ 「食」の自立支援事業（配食サービス）……………（包括）3
- ◆ 総合相談窓口……………（包括）3
- ◆ 権利擁護……………（包括）3
- ◆ もしもに備えて-意思決定支援キット……………（包括）4
- ◆ 誰もが暮らしやすい体制・地域づくり 地域の支援体制づくり……………（包括）4
- ◆ 敬老バス及びタクシー乗車助成券交付（与論町敬老バス及びタクシー乗車助成券交付条例）（健長）4
- ◆ 在宅福祉アドバイザー促進事業……………（健長）4
- ◆ 介護保険制度の概要……………（健長）5
- ◆ 介護保険の財源構成……………（健長）6
- ◆ 介護保険料基準額……………（健長）7
- ◆ 介護認定の流れ……………（健長）（包括）8
- ◆ 在宅サービス……………（健長）（包括）9-11
- ◆ 在宅ねたきり老人等介護手当（与論町在宅ねたきり老人等介護手当支給規則）…（健長）11
- ◆ 紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業……………（健長）11
- ◆ 施設サービス……………（健長）（包括）12-13
- ◆ 地域密着型サービス……………（健長）（包括）14
- ◆ 高額介護（介護予防）サービス等費……………（健長）15
- ◆ 高額医療合算介護（介護予防）サービス等費……………（健長）15
- ◆ 介護人材育成支援事業……………（健長）16
- ◆ 後期高齢者医療制度……………（健長）17
- ◆ 後期高齢者医療制度で受けられる給付及び助成……………（健長）18
- ◆ 老人の日記念敬老報償金……………（健長）19
- ◆ 敬老年金支給（与論町敬老年金支給条例）……………（健長）19
- ◆ 人間ドック等補助金（後期高齢者医療）……………（健長）19
- ◆ 定期予防接種（高齢者）……………（こ未）19

【母子・子育て・児童等関係】

- ◆ 母子健康手帳の交付（母子保健法） (こ未) 20
- ◆ 妊婦健診の公費補助 (こ未) 20
- ◆ 定期予防接種（妊婦） (こ未) 20
- ◆ 産婦健診の公費補助 (こ未) 20
- ◆ 産前・産後サポート事業 (こ未) 21
- ◆ 利用者支援事業 (こ未) 21
- ◆ 離島地域出産支援事業費補助金 (こ未) 21
- ◆ 島外出産支援特別対策事業費補助金(安心クワナシ支援事業) (こ未) 22
- ◆ 与論町妊婦のための支援給付事業 (こ未) 22
- ◆ 出産育児一時金（国保加入者） (健長) 23
- ◆ 出産育児一時金貸付制度（国保加入者） (健長) 23
- ◆ 産前産後期間に係る国民健康保険料の軽減措置について (健長) 24
- ◆ 与論町子育て支援金制度（与論町子育て支援金条例） (こ未) 24
- ◆ 子ども医療費給付制度（与論町子ども医療費給付条例） (こ未) 25
- ◆ ひとり親家庭医療費助成制度（与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例） (こ未) 25
- ◆ 児童手当 (こ未) 26
- ◆ 児童扶養手当（児童扶養手当法） (こ未) 26
- ◆ 特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律） (こ未) 27
- ◆ 紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業 (こ未) 27
- ◆ 母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付事業 (県) 27
- ◆ 低出生体重児(未熟児)養育医療給付事業 (こ未) 28
- ◆ 定期予防接種（0歳児～高校生相当まで） (こ未) 28
- ◆ 与論町造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業 (こ未) 29
- ◆ 離島地域不妊治療支援事業 (こ未) 29
- ◆ 母子事業 (こ未) 30
- ◆ 離島地域子ども通院費支援事業 (こ未) 30
- ◆ 与論町幼二種・保育士・放課後児童支援員等資格取得支援事業補助金 (こ未) 30
- ◆ 鹿児島県小児慢性特定疾病医療費助成制度 (県) 31
- ◆ 障害児福祉手当 (健長) 31
- ◆ 育成医療（自立支援医療） (健長) 31

【障害者福祉関係】

- ◆ 障害者総合支援法
- ◆ (健長) 32
- ◆ 身体障害者手帳申請の流れ (健長) 33

- ◆ 補装具給付事業 (健長) 34
- ◆ 与論町障害者等日常生活用具給付事業（地域生活支援事業） (健長) 34
- ◆ 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業 (健長) 34
- ◆ 与論町障がい者等福祉施設等入所等面会旅費補助金交付 (健長) 35
- ◆ 与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費助成事業補助金交付 (健長) 35
- ◆ 身体障害者バス無料乗車券の交付（与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例） (健長) 35
- ◆ 重度心身障害者医療費助成（与論町重度心身障害者医療費助成条例） (健長) 35
- ◆ 更生医療（自立支援医療） (健長) 36
- ◆ 精神通院医療（自立支援医療） (健長) 36
- ◆ 障がい者自立支援配食サービス事業 (健長) 36
- ◆ 特別障害者手当 (健長) 36
- ◆ 紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業 (健長) 11 ページ参照
- ◆ 障害児福祉手当・育成医療（自立支援医療） (健長) 30 ページ参照

【国民健康保険関係】

- ◆ 国保財政 (健長) 37-39
- ◆ 人間ドック等利用助成 (健長) 39
- ◆ 国保高額療養資金の貸付 (健長) 40
- ◆ 葬祭費の支給 (健長) 40
- ◆ 国民健康保険の自己負担割合 (健長) 40
- ◆ 国民健康保険療養費 (健長) 40
- ◆ 国保高額療養費の給付 (健長) 41
- ◆ 国民健康保険資格について (健長) 41
- ◆ 特定健康診査・特定保健指導 (健長) (保七) 42

【国民年金制度関係】

- ◆ 国民年金制度（種類・加入者・免除猶予） (町生) 43

【若者支援関係】

- ◆ 結婚新生活支援事業 (町生) 44

【火葬関係】

- ◆ 火葬・埋葬許可の届出 (町生) 45
- ◆ 火葬場使用料 (町生) 45

【その他】

- ◆ その他健康づくり事業 (保七) 46
- ◆ 与論町がん患者アピアランスケア支援事業 (保七) 46
- ◆ と畜場管理運営事務 (町生) 47
- ◆ 離島航空割引カード発行事務 (町生) 47

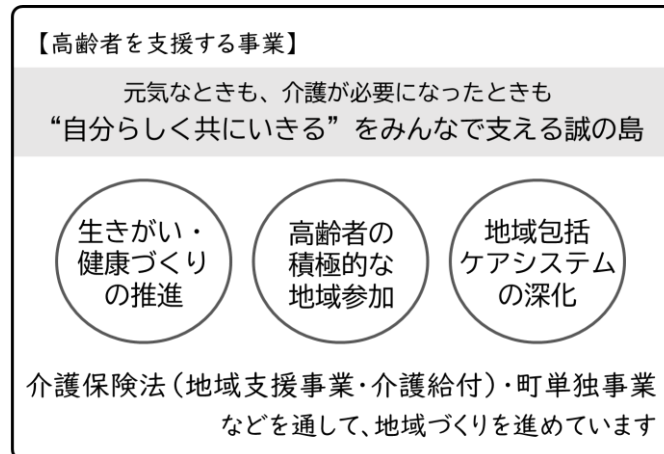
◆ 高齢者を支援する事業について **（健長）（包括）**

問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

問合せ先：地域包括支援センター-0997-97-3112

住み慣れた地域で、いくつになっても自分らしく暮らしていきたい。そのためには、元気なときから、また介護が必要になったときにも健康づくり・生きがい・社会参加のしやすい自立した地域づくりが重要といわれています。

そこで、本町では「自分らしくともに生きる」をみんなで支える誠の島を高齢者保健の基本理念として、(1)生きがい・健康づくりの推進、(2)高齢者の積極的な地域参加、(3)地域包括ケアシステムの深化を3本柱に、健康づくりや介護予防を通した「その人らしい自立」の実現に向けて、地域づくりを推進します。





◆ 地域支援事業（介護予防事業） **（包括）**

いきいき生活を応援します - ポイント事業のご案内 問合せ先：地域包括支援センター-0997-97-3112

これからの健康づくりや介護予防は、地域のつながりの中で居場所・活躍できる場を見つけて生きがいや楽しみをもった生活を続けられる環境づくりが大切とされています。そこで、本町でも、一人ひとりが健康になり、豊かな人生を送るきっかけとしてポイント事業を実施しています。活動目的に応じて3種類があり、指定の活動に参加するとポイントが付き、その累積ポイント数に応じて交付金が付与されます。

地域包括支援センター窓口での申請・登録が必要となりますので、お気軽にご相談ください。

活動	内容	備考
① 元気度アップ ポイント事業 (65歳以上) 	健康づくりや介護予防、社会参加活動に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて交付金が交付されます。 ・ 健診を受診する ・ サロンや健康教室へ参加する など	1回（30分以上）の活動で 1ポイント（100円）を付与。 * 年間上限：5,000円 * 町が認定した活動が対象。
② 地域支え合い グループポイント事業 (65歳以上を半数含む団体)	高齢者を含む任意の団体が行う互助活動や子育て支援等の活動に対しポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて交付金が交付されます。	1回の活動で1ポイント (1,000円)を付与。 * 月上限10,000円 * 団体登録が必要。
③ 介護人材確保 ポイント事業 (年齢制限なし) 	地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを目的に、高齢者への支援活動に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて交付金が交付されます。	1回（30分以上）の活動で 2ポイント（200円）を付与。 * 年間上限：5,000円 * 町が認定した活動が対象。

※介護保険料の財源を一部としています。

(介護保険料を滞納している方、要介護認定を受けている方は、ポイントを交付金に交換することはできません)

- ◆健康づくりや介護予防のためのサロン・教室 **（包括）** 問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112
 できるかぎりの運動を続けることや社会とのつながりを保てることは、健康長寿につながります。
 参加を希望される方は、地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

活動	内容
ふれあいサロン	各集落の公民館等で、その地域の住民やボランティア等が共同して運営していく通いの場です。誰でもどの集落のサロンに参加することが可能です。内容はサロンごとに違うので（茶話会・スポーツ・体操・清掃活動・研修会等）、自分がやりたいことを行っているサロンに行ったり、ご自宅近くの集落にあるサロンに参加したりすることができます。
イキイキ 貯筋運動	おおむね60歳以上の独歩が可能な方を対象に、インストラクターの指導のもとで基礎体力の向上・維持および参加者の運動の習慣化を目的とした運動教室を行っています（祝日を除く毎週火曜/約1時間程度/砂美地来館で開催）。 1クール12回1hで構成され、クール毎に参加者を募集しています。
転倒予防 体操教室	主に虚弱傾向にある方を対象に、インストラクターの指導のもとで重症化予防を目的とした運動教室を行っています（祝日を除く毎週月曜/約1時間程度/福祉センターで開催）。

- ◆健康診断で、年1回の自己管理 **（健長 保セ）** 問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992
 問合せ先：保健センター0997-97-5105

- (1) 特定健診・長寿健診
 40～74歳の方は「特定健診」、75歳以上の方は「長寿健診」を実施しています。
 時期等は、週報や広報よろん等でお知らせいたします。
 医療機関を受診しておられる方も、ぜひ積極的な健診の受診をお願いします（町づくりへも活かされます）。
- (2) 口腔健診（お口元気ハッピー健診）
 口腔の健康を維持することにより、QOL（生活の質）の向上を図り健康寿命の延伸をめざします。
 〈対象者〉毎年度76歳、78歳、80歳到達者
 〈内容〉問診・口腔内外検査・口腔機能検査 等



- ◆「食」の自立支援事業（「配食サービス」） **（包括）** 問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

在宅で生活されている高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯のほか、町長が特に必要と認めた方を対象に、配食サービスを実施しています。食事を自宅へお届けするとともに、安否の確認をいたします。

項目	内容
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事作りが困難で、食事支援さえあればどうにか在宅で生活できる介護状態の方 ・ 自分、家族で食材や弁当等、食物の調達が難しい方 ・ 食の支援者がいない方 ・ ひとり暮らしで、認知機能の低下により1日1回の安否確認が必要な方 等
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月～土曜日の昼食・夕食（必要に応じて決定されます） ・ 日曜日と年末年始（12月31日～翌年1月3日）はありません。
費用 (一食あたり)	<p>【普通食】 1300円 (利用者負担額) 530円</p> <p>【配慮食】 1350円 (利用者負担額) 550円</p> <p>* 差額分を町が負担します。 * 「柔らかめのおかず」「柔らかめのご飯」「お粥」も、配慮食となります。</p>
申請の流れ	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターへ申請をしていただきます。 ② 申請により、ご自宅等に訪問して身体状況等をお聞きします。 ③ 聞き取り内容をもとに、配食サービス利用の可否を決定します。 ④ 決定されると、おおよそ一週間後から配食サービスが開始されます。
提供事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与論徳洲会病院・配慮食（キザミ食・ミキサー食） ・ ミライズケアサービス株式会社・普通食・配慮食（キザミ食） ・ Fui-Dule（フイ・ドゥール）…普通食・配慮食（キザミ食・ミキサー食）

◆総合相談窓口

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

高齢でのひとり暮らしや認知症への不安、身体機能の低下等、高齢者の方が生活していくうえで困っていることや不安に感じていることについて、ご本人やご家族・近隣のみなさま等からの相談に対応しています。また、介護保険制度の申請窓口も担っているため、介護保険制度の利用に向けた支援等も行います。保健師等による訪問も行っています。「最近見かけていないな、心配だな」という高齢者の方がいましたら、ご相談ください。なお、電話でご相談いただくことも可能です。

◎「要支援1・2と認定された方」等への支援

「要支援1・2と認定された方」や「支援や介護が必要となるおそれの高い人」が自立して生活できるよう、介護保険（訪問看護・訪問介護・デイサービス・ショートステイ・福祉用具・住宅改修）等で介護予防の支援をしています。（介護予防支援・介護ケアマネジメント）。

◆権利擁護

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

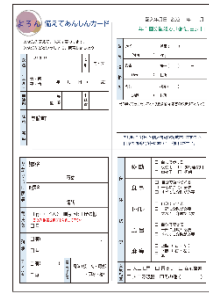
高齢者の方が安心して生活できるように、高齢者の権利を守る取り組みをしています。具体的には、高齢者虐待の早期発見や防止等への対応です。また、将来、認知症等を発症し、金銭管理や法律上の手続きを高齢者自身で行うことが難しくなった場合に、法律的に対応できる人を選定する成年後見制度の支援（相談・紹介）も行っています（権利擁護・成年後見制度利用支援事業）。

◆もしもに備えて - 意思決定支援キット

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

「よろん備えてあんしんキット」は、災害時や救急搬送が必要になったときに備えて、かかりつけの医療機関や緊急連絡先などの情報を記載し、所定の場所に保管しておくことでご自身の安心・安全を確保することに加えて、「じぶんの意思表示」を周囲に示せるように備えるものです（権利擁護事業）。
高齢者の方のみならず、多くの世代への普及をめざしています。

与論町役場ホームページ



◆誰もが暮らしやすい体制・地域づくり 地域の支援体制づくり **包括**

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携に加えて、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等の介護サービス以外のさまざまな社会資源を活用できるように地域における体制を整備していきます（包括的・継続的ケアマネジメント）。

また、暮らし慣れた場所で安心して暮らしやすい環境を実現するため、地域で支え合う仕組みを地域の方々と考え、課題解決に向けて活動する人材として、地域包括支援センター職員と共に「生活支援コーディネーター」を配置しています（令和7年度：2名）。

さらに、本事業等を通して、高齢者をきっかけとした地域づくり（NPO 法人や一般企業、住民ボランティアによる生活支援サービスの充実、多様な主体による生活支援や介護予防の基盤整備を含めた推進）をめざします（生活支援体制整備事業）。

このほか

- ・在宅医療・介護連携推進事業：医療及び介護の両面を必要とする高齢者に対する在宅医療と介護の一体的提供のための関係者の連携を推進していく事業
- ・認知症総合支援事業：認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェやサポーター育成を行う事業
地域における支援体制の構築と認知症ケアの取組を推進する事業
- ・地域ケア会議推進事業：多職種協働により困難事例及び広域的な課題について検討し、社会基盤整備を推進する事業等を実施し、地域包括ケアシステムの深化に努めています。



◆敬老バス及びタクシー乗車助成券交付（与論町敬老バス及びタクシー乗車助成券交付条例） **健長**

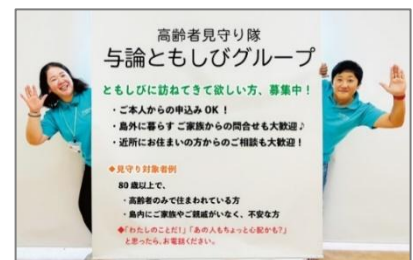
問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

本町に住所を有する75歳以上の方が対象（1回乗車につき200円券2枚を上限）限度月額5,000円

◆在宅福祉アドバイザー促進事業【委託先：ともしびグループ】 **健長**

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

高齢者・身体障害者等の援護を必要とする人の見守りや情報・ニーズの把握、福祉サービスに関する相談・助言を行い、要援護者が安心して暮らせる地域社会づくりを目指す事業です。



◆介護保険制度の概要 **健長**

問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

介護保険は、急速な高齢化に伴い、寝たきりや認知症高齢者の急増、家族の介護機能の変化などから難しくなっている家族介護等を社会全体で支え支援していく制度です。サービスは、居宅サービスと施設サービス及び地域密着型サービスに分かれています。

◎加入対象者

第1号被保険者・・・65歳以上

第2号被保険者・・・40歳～64歳（医療保険に加入している方）

◎介護保険サービスを利用できる人

65歳以上の介護や日常生活の支援が必要と認定された人

40～64歳で特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

◎介護サービス

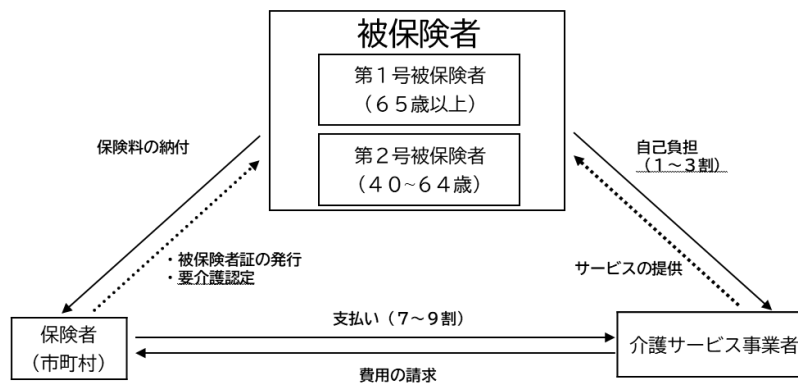
介護サービスを利用するときは、状態に応じて基本チェックリストか介護認定を受けます。

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた事業対象者と、介護認定で要支援と判定された方は、地域包括支援センターがケアプランを作成し、サービスを受けます。

介護認定で要介護と判定された方は、居宅介護支援事業者がケアプランを作成し、サービスを受けることになります。

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた事業対象者は、介護予防・生活支援サービス事業を、要支援の方は介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用でき、要介護1～5の方は、介護サービス（居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス）が利用できます。サービスを利用した場合は、原則として費用の1割（一部2～3割）の自己負担が必要となり、施設に入所した場合は、食事代や日常生活費などの自己負担も必要となります。

介護保険制度の概要図



特定疾病の種類

① 筋萎縮性側索硬化症	⑨ 糖尿病性神経障害, 糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
② 後縦靭帯骨化症	⑩ 脳血管疾患
③ 骨折を伴う骨粗鬆症	⑪ パーキンソン病関連疾患
④ 多系統委縮症	⑫ 閉塞性動脈硬化症
⑤ 初老期における認知症	⑬ 関節リウマチ
⑥ 脊髄小脳変性症	⑭ 慢性閉塞性肺疾患
⑦ 脊柱管狭窄症	⑮ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形関節症
⑧ 早老症	⑯ がん末期

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

◎介護保険制度の介護費用総額は、(①公費 + ②保険料 + ③利用者負担) で支えられています。
 サービス利用時の利用者負担(1~3割)を除いた額(9~7割)について、50%が公費負担、残り50%が保険料により賄われます。(国保連への審査支払手数料については標準給付費額に含む)

① 公費負担 公費=国費ではありません。

介護保険の公費とは「国+都道府県+市町村」の財源構成のことです。

国=25% 県=12.5% 町=12.5% 計50%

② 保険料負担 介護保険のサービスを利用しなくても支払う義務がある保険料です。(介護保険料)

1号被保険者(65歳以上の者) 原則年金から天引き 23%

2号被保険者(40歳~64歳) 27% 計50%

※2号被保険者については、各医療保険者(協会けんぽ・健保連・共済組合・国保)を通じて保険料を徴収し、全国ベースで2号被保険者一人あたりの保険料を計算し、これを各医療保険者(協会けんぽ・健保連・共済組合・国保)が医療保険と一体的に徴収(国保は被保険者数に応じて、被用者保険は繰上り割による)して、社会保険診療報酬支払基金に納付します。

③利用者負担・・・サービスを利用したときに、サービスにかかった費用の1~3割を支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ・単身世帯の場合340万円以上 ・2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ・単身世帯の場合280万円以上 ・2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護受給者、40~64歳の方は、上記にかかわらず1割です。

介護保険料の滞納が続く場合

納期限を過ぎると	督促や催告が行われます。督促手数料などが発生します。
1年以上滞納すると	利用したサービス費を一旦全額自己負担し、後日申請により保険給付分(9~7割)が払い戻されます。
1年6カ月以上滞納すると	利用したサービス費を一旦全額自己負担し、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部又は全部が差し止めとなります。
2年以上滞納すると	保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3~4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も支給されなくなります。

介護保険料は、基準額をもとに本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。

◆**介護保険料基準額** **健康** 問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992
 基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。与論町で必要なサービスに

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

かかる費用と65歳以上の人数などから算出されます。

基準額＝介護保険の給付に係る費用×65歳以上の人の負担分23%÷65歳以上の人数

第9期 第1号被保険者の保険料（令和6～8年度）

区分	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階	生活保護を受けている人、または世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下	0.285	1,795円	21,550円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下	0.485	3,055円	36,670円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円越え	0.685	4,315円	51,790円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯の誰かは住民税が課税）で合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下	0.90	5,670円	68,040円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯の誰かは住民税が課税）で第4段階以外の人 【基準額】	1.00	6,300円	75,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20	7,560円	90,720円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	8,190円	98,280円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,450円	113,400円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	10,710円	128,520円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	11,970円	143,640円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	13,230円	158,760円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円未満720万円未満	2.30	14,490円	173,880円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上	2.40	15,120円	181,440円

※平成31年度から、消費税増税に伴い、第1段階から第3段階は軽減措置が行われるとともに、令和2年度から低所得者の保険料軽減強化の完全実施が行われており、令和6年度からは第8期計画の9段階から第9期計画の13段階へ変更となりました。

◆介護認定の流れ  

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

【 与論町介護保険サービス 利用までの流れ 】

◆在宅サービス  

◎訪問を受けて利用する

問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

サービスの種類	サービスの内容
要介護：訪問介護（ホームヘルプ） 要支援：訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
要介護：訪問入浴介護 要支援：介護予防訪問入浴介護	看護師と介護士が居宅を訪問し、専用の浴槽を使用して入浴介助を行うサービスです。



◎通所して利用する

サービスの種類	サービスの内容
要介護：通所介護（デイサービス） 要支援：通所型サービス	通所介護施設【福祉センター】で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
要介護：通所リハビリテーション（デイケア） 要支援：介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設【風花苑】で、食事などの日常生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。（現在休止中）























◎短期入所する

サービスの種類	サービスの内容
要介護：短期入所生活介護（ショートステイ） 要支援：介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設【ヨロン園】に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
要介護：短期入所療養介護（ショートステイ） 要支援：介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設【風花苑】に短期入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどを行います。



◎居宅での暮らしを支える

サービスの種類	サービスの内容
要介護	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

<p>：福祉用具貸与 要支援 ：介護予防福祉用具貸与</p>	<p>①車いす ②車いす附属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台附属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり（工事をとみなわないもの） ⑧スロープ（工事をとみなわないもの） ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知器 ⑫移動用リフト（つり具を除く） ⑬自動排せ処理装置</p> <p>①～⑥，⑪⑫の福祉用具は，原則として要支援1・2，要介護1の人は利用できません。 ⑬の福祉用具は，原則として要支援1・2，要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。</p>	<div data-bbox="944 277 1445 631" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: white; background-color: orange; margin: 0;">レンタルされやすい福祉用具</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">手すり</td> <td style="width: 33%;">歩行器</td> <td style="width: 33%;">歩行補助杖</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px dashed orange; padding-top: 5px;"> 車椅子・付属品 介護用ベッド・付属品 床ずれ防止用具 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	手すり	歩行器	歩行補助杖				車椅子・付属品 介護用ベッド・付属品 床ずれ防止用具					
手すり	歩行器	歩行補助杖												
														
車椅子・付属品 介護用ベッド・付属品 床ずれ防止用具														
														
<p>要介護 ：特定福祉用具販売 要支援 ：特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際に（いったん利用者が全額を負担），一年度10万円を上限に利用者負担の割合分を除いた購入費を支給します。</p> <p>① 腰掛便座 ② 自動排せ処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具 ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトのつり具の部分</p> <p>※申請が必要です。※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんのでご注意ください。</p>													
<p>要介護：住宅改修費支給 要支援：介護予防住宅改修費支給</p>	<p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅を改修した際，20万円を上限に利用者負担を除いた改修費を支給します。</p> <p>介護保険でできる住宅改修の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手すりの取り付け ●段差解消 ●滑り防止などのための床または通路面の材料の変更 ●引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便器などへの便器の取り替え <p>・上記改修に伴う付帯部分の工事について，町が必要と認める場合に限り支給の対象となります。</p> <p>※事前の申請が必要です。</p> <p>※いったん利用者が改修費全額を支払い，後日20万円を上限に利用者負担を除いた改修費を支給します</p>													

◎支給限度額

在宅サービス（住宅改修・福祉用具販売を除く）などでは，介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは，利用者負担の割合分を負担しますが，限度額を超えた場合，

超えた分は全額利用者の負担になります。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

例) 要介護1の人が20万円のサービスを利用した場合
(1割負担の場合)

- ① 支給限度額 167,650円
- ② 保険給付額(9割) 150,885円
- ③ 利用者負担(1割) 16,765円
- ④ 支給限度額を超えた分 32,350円

利用者負担額の合計 ③+④ = 49,115円

※上記の金額は標準地域の場合です。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

◆在宅寝たきり老人等介護手当(町単独補助金)

(健長)

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

〈対象〉

在宅で寝たきり(3ヶ月以上継続)老人等(65歳以上)を介護し、かつその生計を維持している人。

月額7,000円の介護手当を支給。(転出、死亡、3ヶ月以上の長期入院、施設入所者及び特別障害者手当受給者は該当しません。)

◆紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業(与論町紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業要綱)

(健長)

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

障害者・在宅寝たきり老人等の中で常時紙オムツを使用する在宅生活者に対し、オムツ廃棄用のごみ袋を支給する。(小サイズの町指定ごみ袋を年間5本まで)



◆施設サービス **(健長)** **(包括)**・・・要介護1～5の人が利用できます(要支援1・2の人は利用できません)。
〈施設に入所する〉

問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

問合せ先：地域包括支援センター 0997-97-3112

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ヨロン園】

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。
 ※新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。（特例あり）



※サービス費用につきましては、事業所へお問合せください。

連絡先 〒891-9301

鹿児島県大島郡与論町茶花 2179

TEL : 0997-97-2285



【介護老人保健施設（老人保健施設）風花苑】

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



※サービス費用につきましては、事業所へお問合せください。

連絡先 〒891-9306

鹿児島県大島郡与論町大字麦屋

字風花 1305 番 5

TEL : 0997-97-5011



○居住費等・食費の基準費用額（1日につき）（令和8年8月より食費が変更となります）

施設の種類の	居 住 費 等				食 費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多 床 室	
介護老人福祉施設	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,545円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設	2,066円	1,728円	1,728円	437円	1,545円

○日常生活費

身の回り品の費用, 教養娯楽費など

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

○負担限度額（1日あたり）（令和8年8月より第3段階①、②の居住費等・食費が変更となります）

利用者負担段階	居 住 費 等				食 費
	ユニット型	ユニット型	従来型個室	多 床 室	

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

		個室	個室的多床室			
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 (300円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が82万円6,500円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 (600円)
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が82万円6,500円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円 (1,030円)
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円	1,420円 (1,360円)

・介護老人保健施設と介護療養型医療施設、短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、対象になりません。

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金などが単身で第1段階は1,000万円（夫婦2,000万円）、第2段階は650万円（夫婦1,650万円）、第3段階①は550万円（夫婦1,550万円）第3段階②は500万円（夫婦1,500万円）を超える場合

*施設利用者負担軽減措置

社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置額

「生活困難者」：住民税非課税世帯で、年間収入が単身世帯の場合150万円以下が対象等の要件有り

- ・基準貯蓄額（1世帯350万円、一人プラスで100万円追加）以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと。（利用者負担額の1/4）
- ・介護保険料を滞納していないこと。

◆地域密着型サービス  原則として他の市区町村の地域密着型サービスは利用できません。

問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

問合せ先：地域包括支援センター0997-97-3112

住み慣れた地域で利用する

【認知症対応型共同生活介護（グループホームゆんぬ）／介護予防認知症対応型

共同生活介護（グループホームゆんぬ）】

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを提供します。

※要支援1の人は利用できません。



※サービス費用につきましては、事業所へお問合せください。

連絡先 〒891-9301

鹿児島県大島郡与論町茶花 302 番地 5

TEL： 0997-81-3919



【小規模多機能型居宅介護（フウイ・ドゥール）】

在宅介護をされている方が、通所・訪問・宿泊のサービスを組み合わせて利用できる多機能型の居宅介護施設です。配食サービスにも対応しています。



※サービス費用につきましては、事業所へお問合せください。

連絡先 〒891-9301

鹿児島県大島郡与論町大字茶花 2607 番地 1


TEL： 0997-85-1022



◎特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。（サービス開始時期未定）

〈対象者〉：要介護1～5

◆高額介護（介護予防）サービス等費 

問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担（サービスにかかった費用の1～3割）の合計額（同じ世帯内に複数

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

の利用者がいる場合は世帯合算額)が、所得区分ごとに定められた上限額を超えた分が、申請により「高額介護サービス費」として介護保険から払い戻される制度です。なお、施設における食費・居住費、日常生活費などの費用は対象外となっています。

○利用者自己負担の上限(1か月)

対 象 者	自己負担の上限額(世帯合計)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円～690万円未満	93,000円
住民税課税で課税所得380万円未満	44,400円
世帯全員が住民税非課税	24,600円
世帯全員が住民税非課税の方 合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下	24,600円 (個人の場合は15,000円)
生活保護受給者 利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方	15,000円 (個人の場合は15,000円)

◆**高額医療合算介護(介護予防)サービス等費** (健長) 問合せ先：健康長寿課 介護保険担当 0997-97-4992

高額医療合算介護(介護予防)サービス費

介護保険と医療保険の両方の自己負担額が高額になった場合、高額介護(介護予防)サービス費、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

所得 基礎控除後の総 所得金額等	70歳未満の 人がある世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる 世帯
901万円越	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円越 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円越 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

◆**与論町介護人材育成支援事業** (健長)

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

介護サービスの提供に必要な資格を取得しようとする方や、現在有している介護資格を更新しようとする方に対し、経費の一部を補助することで高齢者福祉の増進等を図ることを目的とします。

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

1. 対象者 (1)与論町の介護サービス提供事業者に雇用されている方
(2新たに介護資格を取得しようとしていて要件を全て満たす方(詳細はお問合せください))
2. 申請に必要なもの(受験又は受講開始日の14日前までに)
 - 与論町介護人材育成支援事業補助金交付申請書
 - 受験又は研修受講申込書(写し)
 - 町税等滞納調査等に係る同意書
3. 実績報告に必要なもの
 - 事業実績報告書
 - 受験や研修受講に係る経費の領収書(旅費・受験(講)料)
 - 受験票または研修受講票及び結果通知書

◎補助対象経費 8/10

区分	補助限度額	備考
船賃・航空賃(県内)	合計 200,000円上限	与論⇔鹿児島間にかかる費用を限度とし、離島割引料金により算定される額を適用する
船賃・航空賃(県外)		与論⇔沖縄(那覇)間にかかる費用を限度と往復割引により算定される額を適用する
宿泊費	※1,000円未満の端数は切り捨て	
受験(講)料		

※事業所等から同様の補助を受けられる場合は支給できません。

※町内で開催される場合は、旅費は補助の対象としません。



与論町HP



◆後期高齢者医療制度

(健長)

問合せ先：健康長寿課 後期高齢者医療担当 0997-97-4992

高齢者が安心できる適切な医療の確保を目的として、旧老人保健制度にかわり、平成20年4月1日から新たに後期高齢者医療制度が創設されました。この制度は旧制度で問題になった世代間の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度として高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、これからの高齢社会に対応する仕組みとしたものです。

〈対象者〉

- ・75歳以上
- ・65歳から74歳で一定の障害のある方

◎広域連合の設置

市町村は、後期高齢者医療の事務を円滑に処理するため、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設置し、県内それぞれの市町村が協力して事務を行います。

◎広域連合及び市町村の役割

広域連合は、被保険者の資格管理・医療給付・保険料賦課・保健事業など、制度の運営全般を分担します。

市町村は、各種申請や届け出の受付、資格確認書等の交付、保険料の収納、広報、被保険者からの相談業務など、窓口業務を分担します。

◎医療機関窓口での自己負担

医療機関を受診するときは、マイナ保険証等を窓口へ提出してください。窓口での負担割合は、原則1割負担となります。

ただし、現役並みの所得がある受診者の場合には3割負担、一定以上の所得のある受診者の場合には2割負担となります。

◎医療費に係る費用の負担

後期高齢者医療費に係る費用のうち、被保険者が医療機関等の窓口で支払う自己負担を除き、公費（税金）で5割、現役世代（若年者世代）からの支援で残りの4割を負担し、残りの1割を、被保険者から広く薄く徴する保険料で負担します。現役世代（若年者世代）からの支援は、世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める現役世代の比率の変化に応じて割合を変えていく仕組みとなっています。

◎広域連合財政のリスク軽減

広域連合の財政リスクの軽減については、国及び都道府県が共同して責任を果たす仕組みとなっています。また、広域連合に対する高額な医療費等については、国及び都道府県による財政支援や国及び都道府県が拠出する基金による保険料未納等に対する貸付・交付の仕組みが設けられています。

◎保険料関係

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料額は、制度を運営している、鹿児島県後期高齢者医療高域連合が決定します。

※均等割額および所得割額は、鹿児島県内で均一で2年ごとに見直しされます。

※年間保険料限度額については、令和8年度より医療分は85万円、子ども子育て支援金分は21,000円

【新設】に改訂になりました。

※保険料（年間）の算定方法

均等割額 医療分 69,800 円+子ども子育て支援金分 1,400 円【新設】

所得割額 総所得金額等－基礎控除額×所得割率(医療分 11.72%+子ども子育て支援金分 0.25%【新設】)

※特別な理由が無く保険料を滞納した場合、特別療養費（医療費を全額支払ったあとに、申請に基づき給付する制度）の対象となる場合があります。

給付する制度）の対象となる場合があります。

◎保険料の軽減措置

均等割額：同一世帯の被保険者及び世帯主の所得状況に合わせて、**7.2割**、5割、2割軽減されます。

※被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険（協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など）の被扶養者であった方は、負担軽減のための措置として、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

◆後期高齢者医療制度で受けられる給付及び助成 **（健長）**

問合せ先：健康長寿課 後期高齢者医療担当 0997-97-4992

◎医療機関等で診療を受けた場合

医療機関等で受診したときは、マイナ保険証や資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、「1割」、「2割」または「3割」の負担割合をもとに医療費の一部を負担して必要な治療が受けられます。



◎入院時食事療養費の支給・入院した時の食事代

被保険者が入院したとき、食費にかかる費用のうち標準負担額（所得区分ごとに設定）を除いた額を広域連合が負担します。

◎入院時生活療養費の支給・療養病床に入院したときの食事代・居住費

被保険者が療養病床に入院したとき、食費と居住費にかかる費用のうち標準負担額（所得区分ごとに設定）を除いた額を広域連合が負担します。

◎マイナ保険証等を持たずに受診した場合や医療用具を購入した場合（療養費について）

やむを得ずマイナ保険証等を持たずに診療を受けたときや、コルセット等の医療用具を購入したときなどは、いったん全額自己負担しますが、あとから申請して認められると自己負担分以外が療養費として支給されます。

◎医療費が高額になった場合（高額療養費について）

1ヶ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、その超えた分を高額療養費として支給されます。ただし、入院と外来、歯科と歯科以外は別々に計算します。

◎高額医療・高額介護合算制度とは

介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額の場合は、設定された限度額を超えた分が支給されます。

◎訪問看護サービスを受けた場合

居宅で療養している方が、主治医の指示に基づいて訪問看護ステーションを利用した場合、利用料（訪問看護に要した費用の1割、2割または3割）を支払い、残りの額を広域連合が負担します。

◎緊急の入院や転院で移送された場合

負傷、疾病等により、移動が困難な患者が医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、緊急その他やむを得なかつたと広域連合が認めた場合に限り移送費を支給します。

◎特別療養費の支給対象者となる場合

【高齢者支援・介護保険・介護保険サービス・後期高齢者医療関係】

保険料を滞納してもやむをえない特別な事情に該当せず、納期限から1年以上滞納すると特別療養費の支給対象者となります。医療機関等で受診して医療費の全額（10割）を支払った場合、申請に基づき支払った額のうち自己負担額を除いた額を特別療養費として支給します。

◆老人の日記念敬老報償金 (健長)

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

90歳到達者(当年度中)へ町より10,000円(90歳到達時年度のみ)

新100歳と101歳以上(当年度計算)町より20,000円(毎年)

新100歳の方(国から銀杯と表章状を交付)

◆敬老年金支給(与論町敬老年金支給条例) (健長)

問合せ先：健康長寿課 0997-97-4992

本町に1年以上居住する満90歳以上(9月1日現在)の人 10,000円

《その他》

◆人間ドック等補助金(後期高齢者医療) (健長)

問合せ先：健康長寿課 後期高齢者医療担当 0997-97-4992

〈対象者〉

申請日において与論町後期高齢者被保険者で、町税等の完納世帯員であり、同年度中に町が実施する長寿健康診査を受診していない長寿健診対象者

〈助成額〉

1. 日帰り受診・・・15,000円
2. *脳ドック・・・10,000円
3. *がんどック・・・20,000円

*脳ドック及びがんどック受診者のうち、長寿健診検査項目を受診したとみなすことができる者については、それぞれ助成額5,000円を加算する。

例：脳ドック(実費45,000円(特定健康診査項目を満たす))を受診した場合

実費45,000円-脳ドック助成10,000円+加算分5,000=30,000円を医療機関へお支払いください。

◆定期予防接種(高齢者)・・・町単独 (こ未)

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

予防接種法に基づき

B類疾病：【高齢者の季節性インフルエンザ(インフルエンザ HAワクチン, 高用量インフルエンザワクチン), 高齢者の肺炎球菌感染症(20価肺炎球菌結合型ワクチン), 新型コロナウイルス感染症(新型コロナワクチン), 帯状疱疹感染症(乾燥弱毒生水痘ワクチン・乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)】の定期接種を行います。

【母子・子育て・児童等関係】

- ◆**母子健康手帳の交付**（母子保健法15条・16条） **こ未** 問合せ先：こども未来課0997-97-2792
医療機関等で検査の結果妊娠が判明したら、早めに**こども未来課**に於いて妊娠の届け出を行い、母子健康手帳の交付を受けて下さい。この手帳は、お母さんとお子さんの健康や発育・発達・予防接種の記録帳としてご利用できます。

- ◆**妊婦健診の公費補助**（与論町妊産婦・乳幼児健康診査等委託事業実施要綱）町単独（交付税措置） **こ未**
問合せ先：こども未来課 0997-97-2792
与論町の公費負担制度は、健診費用について初回は、20,710円
2・3・5・7・9・12・13・14回目に対して5,080円
4回目9,860円、6回目6,960円、8回目10,180円、10回目6,980円、
11回目10,070円が妊娠（12～39週）の週に応じて補助するものであり、妊婦健診の費用がこれを超えた場合の超過分は自己負担となります。

※里帰り出産による健診も上記のとおり適用される。

○定期健康診査の間隔

- ・初診～23週まで4週に1回
- ・24週～35週まで2週に1回
- ・36週以降毎週1回

公費負担による妊婦健診を14回分、委託医療機関にて受けることができます。

※里帰り出産等により、与論町と契約していない医療機関等で妊婦健診を受けた方には、申し出により健康診査等の一部を償還払い致します。

- ◆**定期予防接種（妊婦）**・・・町単独 **こ未** 問合せ先：こども未来課 0997-97-2792
予防接種法に基づき
A類疾病：【妊婦のRSウイルス感染症（母子免疫ワクチン）の定期接種を行います。
接種対象となる方：妊娠28週から36週までの妊婦

- ◆**産婦健診の公費補助**（与論町妊産婦・乳幼児健康診査等委託事業実施要綱）・・・町単独 **こ未**
問合せ先：こども未来課 0997-97-2792
産後2週間・産後1か月の産婦健診を補助します。1回5,000円を限度とし、これを超えた場合には超過分は自己負担となります。
※里帰り出産等により、与論町と契約していない医療機関等で産婦健診を受けた場合には、申し出により健康診査の一部を償還払い致します。

※子育てサポート情報につきましては
「よろん子育てハンドブック」も
ご参照ください



【母子・子育て・児童等関係】

◆産前・産後サポート事業（家庭訪問型子育て支援ホームスタート・ゆんぬ）国1/2 町1/2 **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

妊婦と就学前（6歳未満）のお子さんがある家庭にホームビジター（ボランティア）が週に1回訪問し、一緒に家事・育児をしたり、話をしたりして過ごす家庭訪問型の子育て支援です。無料でご利用できます。

<利用の流れ>

1. お電話・メールで申し込み（ホームスタートゆんぬ または こども未来課）
2. 調整サポート役のオーガナイザーが訪問し希望を伺い、活動内容を一緒に決めます
3. オーガナイザーがホームビジターを紹介します
4. ホームビジターが週1回（2時間程度）、計4回訪問します
5. オーガナイザーが再び訪問します（終了または延長を決めます）

◆利用者支援事業・・・国1/3・県1/3・町1/3 **こ未** 問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

主に、全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者を対象に（18歳までの子どもとその保護者についても対象とする）、保育・教育及び、子育て支援の情報提供や相談・助言等を行います。

こども未来課において、保健師・看護師・保育士等が相談に応じます。

◆離島地域出産支援事業費補助金 県1/3・町1/3・自己負担1/3 **こ未** 問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

補助対象者：原則、与論町に住所を有する妊産婦本人のみで家族の方は対象になりません。

1. 妊婦健診に係る交通費・宿泊費の支援費補助（旅費補助は一人最大14回）

交通費 那覇⇄与論間の船運賃（離島割引運賃を上限）及び飛行機運賃（離島割引運賃を上限）が対象です。

宿泊費 1泊あたり上限5,000円で2泊が限度です。

2. 出産待機に係る交通費・宿泊の支援費補助(1回)

交通費 那覇⇄与論間の船運賃（離島割引運賃を上限）及び飛行機運賃（離島割引運賃を上限）が基準額です。

宿泊費 1泊あたり上限5,000円で、合計75,000円が限度です。

※交付額は1.妊婦健診、2.出産待機どちらも交通費と宿泊費それぞれの基準額と実支出額とを比較して少ない方の合計額の2/3とします。

3. 妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費

※交付額は要した費用の実費相当額（上限10万円）

<1.～3.の申請時に必要な物>※申請受付期限は出産（死産）した日の翌日から起算して6ヶ月以内です。

船又は飛行機代の領収書 ※領収書以外に、搭乗日や移動の区間を証明できる書類が必要です。

宿泊費領収書（宿泊期間の分かる領収書・明細書）

振込先の金融機関の通帳（写し）

印鑑

母子健康手帳・死産証明書等

※領収書をもらう時の注意点

・領収書は、いずれも申請者分（妊産婦本人）のみを受け付けます。

・宿泊費は、食事代・保証金等は補助対象外ですが、申請にあたっては宿泊に関して支払をした全ての領収書や明細書が必要になります。

◆島外出産支援特別対策事業費補助金(安心クワナシ支援事業)・・・町単独 **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

補助対象者：原則、与論町に住所を有する妊産婦本人のみで家族の方は対象になりません。

1. 出産予定地に事前に待機する際の交通費（船または航空運賃に限り、タクシーやバス等の運賃は除きます。）および宿泊費の実費額の一部を与論町が補助します。（県の島外出産支援事業費補助金の支給額を除いた金額となります。）
<補助基準額>
 - (1) 有料宿泊施設等で出産待機：一泊5,000円を上限で15万円まで（入院の前日までが対象）
 - (2) 実家等で出産待機：上限5万円まで（原則交通費のみ。移動の際やむを得ず中継地の有料施設に宿泊した場合は認められる場合あり。）
2. 出産後、医師の判断により新生児の入院継続が必要となった際の保護者等（原則1名）の宿泊費の実費額の一部を補助します。
<補助基準額>
 - (1) 児の入院継続による有料宿泊施設等での待機：一泊5,000円を上限で15万円まで（産婦の退院日から児の退院日の前日までが対象）

<申請時に必要な物>

船又は飛行機代の領収書

※領収書以外に、搭乗日や移動の区間を証明できる書類が必要です。

宿泊費領収書（宿泊期間の分かる領収書・明細書）

振込先の金融機関の通帳（写し）

印鑑

母子健康手帳・死産証明書等

※領収書をもらう時の注意点

- ・領収書は、いずれも申請者分(妊産婦本人)のみを受け付けます。
- ・宿泊費は、食事代・保証金等は補助対象外ですが、申請にあたっては宿泊に関して支払をした全ての領収書や明細書が必要になります。

※申請受付期限は出産（死産）した日の翌日から起算して6ヶ月以内とします。

◆与論町妊婦のための支援給付事業・・・国10/10 こ未

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

補助対象者：与論町に住所を有する妊産婦本人のみで家族の方は対象になりません。

妊娠1回につき5万円、出産後、胎児の数1人につき5万円を支給します。



◆出産育児一時金（国保加入者） 健長

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

国保加入者が出産後に申請をすると出産育児一時金を支給いたします。妊娠12週以上でしたら、死産・流産の

【母子・子育て・児童等関係】

場合にも支給されますので、医師の証明書をお持ちください。

※国保以外の共済や社保にご加入中の方は各保険者へお問合せください。

平成21年10月1日から、国の緊急少子化対策で、給付額の改正と医療機関等への直接支払制度が導入されました。

1. 対象となる出産期間

産科医療保障制度に加入している分娩機関での在胎週数22週以後の制度対象分娩（死産含む）は50万円となります。（在胎週数12週以上22週未満の場合、48.8万円）

※産科医療補償制度に加入していない分娩医療機関等での出産の場合は、48.8万円となります

2. 直接支払制度

医療機関等で手続きすることにより、かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として保険者から出産育児一時金が病院に直接支払われます。

※原則50万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意する必要はありません。

※直接支払制度を医療機関に申し込む際に、この制度への対応が出来るか確認して下さい。

医療機関の対応が、間に合わない場合は、出産育児一時金貸付制度がご利用頂けます

※出産費用が50万円未満で済んだ場合は、その差額分の出産育児一時金が支給されます。

<差額支給時の申請に必要なもの>

世帯主の印鑑

マイナ保険証等と母子健康手帳

振込先金融機関の口座番号がわかるもの

医療機関等で発行される出産費用を証明する領収書

医療機関等で発行される直接支払制度を利用する旨の書類（合意文書）

死産・流産の場合は医師の証明書

※出産育児一時金が、国民健康保険から医療機関等へ直接支払われることを希望しない場合は、出産後に国民健康保険から受け取る従来の方法をご利用頂くことも可能です。

（ただし、出産費用を退院時に医療機関等にいったんご自身でお支払い頂くこととなります。また、申請に必要なものとして、直接支払制度を利用しない旨の書類（合意文書）が必要となります。）

◆**出産育児一時金貸付制度（国保加入者）** **（健長）** 問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

国民健康保険被保険者世帯主が、「出産育児一時金」の支給を受けるまでの間に出産に要する費用を支払うための資金として、出産育児一時金の80%を上限に貸付けができます。出産後に出産育児一時金の支給額から貸付金を償還金として差し引き、残額を世帯主へ支給します。

<申請に必要なもの>

世帯主の印鑑

出産予定日のわかるもの（母子手帳、妊婦健康診査受診表C票等）

振込先金融機関の口座番号がわかるもの

産科医療補償制度の登録証（産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合）

医療機関で発行される直接支払制度を利用しない旨の書類（合意文書）

◆**産前産後期間に係る国民健康保険料の軽減措置について** **（健長）** 問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

国民健康保険被保険者で出産される方の出産前後一定期間の国民健康保険料が軽減されます。

【母子・子育て・児童等関係】

〈対象者〉 ・ 令和5年11月1日以降に出産又は出産予定の国民健康保険被保険者の方

・ 妊娠85日(4か月間)以上の出産が対象(死産・流産・早産及び人工妊娠中絶を含む)

〈軽減内容〉 ・ 出産予定日又は出産日が属する月の先月から、4か月間の取得割保険料と均等割保険料

・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の所得割保険料と均等割保険料

〈届出に必要な書類〉

・ 産前産後期間に係る保険料軽減届出書 ・ 母子健康手帳

※届出がない場合においても、届出にて確認すべき事項(出産した被保険者の住所等や出産日など)が本町で確認できる場合には職権にて軽減措置を行っております。

◆与論町子育て支援金制度(H23～) ・ 町単独 報償費 (過疎対策事業債70%が交付税措置) こ未

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

与論町に住所があり、平成23年4月2日以降生まれた子を養育している場合に受け取れます。ただし、次の支給要件をクリアしていることが条件になります。

支給要件：転入者等の養育者が支援金の各請求時期より前1年以上継続して与論町に住所があり、請求時期から引き続き6年以上与論町に住所があることを確約できる場合に対象となります。

※支援金の額と支給方法

区 分	支 援 金 の 額	支 給 方 法
第1子	100,000円	出生時、小学校入学時、中学校入学及び卒業時にそれぞれ規則で定める額を支給する。
第2子	200,000円	
第3子	500,000円	
第4子以降(第18子まで)	100,000円ずつ加算	

※自動的に該当とはなりませんので、必ず申請をお願いします。



【母子・子育て・児童等関係】

- ◆**子ども医療費給付制度**（与論町子ども医療費給付条例）国保、社保を問わない（市町村民税課税世帯の未就学児及び非課税世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については県1/2補助あり）**（こ未）**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

子ども（歯科を含む）の疾病の早期発見・早期治療を促進し、子どもの健康保持を支援します。

子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の医療費給付。

県内医療機関で受給者証を提示すると現物給付（窓口負担無し）

（令和7年4月1日受診分より課税世帯も現物給付方式となりました。）

※ただし、県外医療機関受診や受給者証未提示の場合は診療を受けた月の翌月から起算して6ヶ月以内に役場に一度申請した後、償還払いとなります。

〈登録申請に必要なもの〉

印鑑・課税証明書・保険証等（マイナンバーカード・資格確認書）・受給者の預金通帳の写し等

〈給付申請に必要なもの〉 領収書・印鑑（県外医療機関受診の場合のみ窓口申請が必要）

- ◆**ひとり親家庭医療費助成制度**・・・県1/2・町1/2 **（こ未）** 問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

対象者（国保、社保を問わない） 島内に住所を有するひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、父母のない児童）の父又は母及び児童の保険内医療費を助成する制度です。ただし、所得制限限度額があります。

※下記については、助成対象外となります。

◎保険適用外の費用：付加給付金・高額療養費・入院時の食事代

◎法令等により給付される医療費：（生活保護家庭・重度心身医療・施設入所者医療）

〈登録申請に必要なもの〉

印鑑・保険証等（マイナンバーカード・資格確認書）・受給者の預金通帳の写し等

〈助成申請に必要なもの〉 領収書・印鑑

診療を受けた月の翌月から起算して6ヶ月以内に申請をする。

児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、または20歳未満で障害者手帳の3級に該当する程度の障害の状態にある人をいいます。

※

※

◆**児童手当**・・・国, 地方, 事業主が費用を負担 **こ未** 問合せ先: こども未来課 0997-97-2792

0歳から高校修了前の児童を養育している方に支給します。

- ◎給付内容 0～3歳未満 (第1・2子) 月額15,000円
 3歳～高校修了前 (第1・2子) 月額10,000円、第3子以降は月額30,000円
 年6回 (2月, 4月, 6月, 8月, 10月, 12月) 支給

〈申請に必要なもの〉…申請書 (認定請求書), 印鑑,

申請者及び児童のマイナンバーカードもしくは資格確認書のどちらか, 申請者名義の普通預金通帳
 (その他必要に応じて提出する書類があります。)

※申請の手続きに関する注意点

申請がないと支給はされません。原則として, 申請をした日の翌月分から支給されます。ただし, 誕生日, 転入日が月末等で同月中に申請できない場合は, 誕生日, 転入日 (前住所地での転出予定日) の翌日から15日以内に申請していただければ, 誕生日, 転入日の翌月分から支給されます。なお, 申請が遅れた分は遡って支給されませんのでご注意ください。

児童手当交付金の割合

◎0歳～3歳未満 第1子・2子 15,000円 第3子以降は30,000円

被用者分 国3/5・事業主2/5

非被用者分 国13/15・県1/15・町1/15

◎3歳～高校修了前 第1子・2子10,000円 第3子以降は30,000円

(被用者・非被用者とも国7/9・県1/9・町1/9)

※第1子, 第2子とは 22歳に達する日以後の最初の3/31日までの子供の中で何番目かに当たるかを表す。

◆**児童扶養手当** (物価スライド有) 国1/3・県2/3 **こ未** 問合せ先: こども未来課0997-97-2792

〈対象者〉

離婚などにより生計を同じくしている児童を養育している父, 母または養育者に支給されます。ただし, 所得制限限度額があります。町に申請し県の審査を経た後支給となります。

1. 支給額 (月額) ・ 1人目全額支給46,690円 (一部支給 46,680円～11,010円), 2人目以降の加算額は全額支給11,030円 (一部支給 11,020円～5,520円)
2. 支払時期・・・1月・3月・5月・7月・9月・11月 年6回支給

※次の場合は手当を受けることができません。

(1) 対象児童や手当を受けようとする父母または養育者が, 公的年金給付 (老齢福祉年金を除く) や労働基準法等に基づく遺族補償を受けている場合。

※法改正により平成26年12月以降に公的年金等を受けている場合でも差額が支給される場合があります。

(2) 児童が里親に委託されたり, 児童福祉施設等 (通園施設は除く) に入所している場合。

(3) 児童が父 (母) に支給される公的年金の額の加算対象となっている場合。

※障害基礎年金に限り, 子の加算給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

(4) 児童や, 母 (父) または養育者が日本国内に住んでいない場合。

(5) 母 (父) が婚姻している場合。(婚姻の届出をしていないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にある時。

(6) 児童が父 (母) と生計を同じくしている場合

【母子・子育て・児童等関係】

児童扶養手当（障害児福祉手当と併給可）・（物価スライド有）・・・・・・・・国 3/4・県 1/4 **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

〈対象者〉

20才未満で、身体又は精神に重度又は中度以上の障害を持った児童（国民年金法による障害程度の1級及び2級）

1. 支給額（月額）・・・1級 56,800 円、2級 37,830 円
2. 支払時期・・・8月の現況届を受けて、11月・4月・8月に支給

※所得制限限度額有り

※20歳以上は、障害年金へ移行

※次の場合は手当を受けることはできません。

- (1) 児童や手当を受けようとする方が日本国内に住所を有しない場合。
- (2) 児童が児童福祉施設に入所している場合。
- (3) 児童が障害を支給理由とする公的年金を受けているとき。

◆紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業（与論町紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業要綱） **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

常時紙オムツを使用する乳幼児（3歳未満）に対し、オムツ廃棄用のごみ袋を支給する。（小サイズの町指定ごみ袋を年間5本まで）



◆母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付事業 **県**

問合せ先：鹿児島県大島支庁沖永良部事務所総務福祉課 0997-92-1632

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

この貸付制度は、母子家庭、父子家庭及び寡婦に必要な資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて借受人の扶養している児童の福祉を増進する事を目的としています。



鹿児島県ホームページ

◆低出生体重児(未熟児)養育医療給付事業・・・国8割(国保・社保)2割(国1/2,県1/4町1/4) **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

身体の発育や機能が未熟なまま出生した低出生体重児(未熟児)(2000g以下)は、生後速やかに適切な処置を講じる必要があるとともに、正常な新生児が有している機能を得るまで適切な医療を受ける必要があります。この制度は、母子保健法に基づき、この期間に指定養育医療機関で受けられる保険診療による入院医療費(入院時食事療養費を含む。)の一部を公費で助成するものです。この制度の助成を受けるためには、保護者による出生後の速やかな申請が必要になります。

1. 養育医療の対象者

- (1) 出生時の体重が、2,000グラム以下の乳児
- (2) 生活力が特に薄弱であり、与論町母子保健法施行細則第7条別表第1に掲げる症状のいずれかを示す者(指定養育医療機関の医師の意見書に基づく)

2. 医療費請求・支払いについて

国保・社保審査機関からの公費負担医療診療報酬請求に基づき審査機関へ支払う。

3. 世帯の課税状況に応じた自己負担金を徴収する。

〈申請時に必要なもの〉

- 養育医療意見書
- 源泉徴収票又は確定申告の写し
- 対象児の健康保険証・母子手帳
- 印鑑
- ※申請書：①養育医療給付申請書 ②世帯調書 ③同意書 (①移送承認申請書 ②移送請求書)

◆定期予防接種(0歳児～高校生相当まで)・・・町単独 **こ未** 問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

予防接種法に基づき

A類疾病：【ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、B型肝炎、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症】のワクチンの定期接種を行っています。

◎与論町で実施している個別予防接種(高校1年生相当まで) ※高齢者対象 P18 参照、妊婦対象 P20 参照

A類疾病：麻しん風しん(乾燥弱毒生麻しん風しん混合(MR)ワクチン)、水痘(乾燥弱毒生水痘ワクチン)、日本脳炎(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)、結核(BCGワクチン)、Hib感染症(乾燥ヘモフィルスb型ワクチン)、小児の肺炎球菌感染症(沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン・沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)、B型肝炎(組換え沈降B型肝炎ワクチン)、ヒトパピローマウイルス感染症(組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)、ロタウイルス感染症(経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン、5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン)、2種混合(DT：沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド)、5種混合(DPT-IPV-Hib：沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヘモフィルスb型混合ワクチン)

◆与論町造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業 県1/2・町1/2 **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

造血細胞移植（小児がん等の治療）を行った免疫が低下もしくは消失した患者に対し感染症発生予防や症状の軽減を図るために行うワクチン再接種の費用を助成します。

1. 対象者

予防接種法第2条第2項各号に掲げる疾病に係る定期接種で得た免疫が造血細胞の移植によって低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種を実施したもので与論町に住所を有している20歳未満のもの。（令和4年4月1日以降の再接種であること。）

2. 補助内容

予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係る再接種費用を助成する。ただし、BCG及びロタウイルスワクチンの再接種は除く。

◆離島地域不妊治療支援事業 県1/3・町1/3・自己負担1/3 **こ未**

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

1. 対象者 与論町に住所を有し、島外の医療機関にて保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦（ただし、夫婦の住所が異なる場合にあっては、妻が与論町に住所を有する場合を助成対象とする。）

2. 基準額等

(1) 島外で生殖補助医療を受診する際の交通費

1回の治療（1クール）につき夫の分も含み最大9回（往復）まで

※夫については、採精のための1回分のみが対象

(2) 島外で生殖補助医療を受診する際の宿泊費

1泊上限5,000円を基準に、1回治療（1クール）につき夫の分も含み最大15泊まで

※「1回の治療」（1クール）とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程のことを指す。

◎支給基準

交通費：交通費支給基準に基づく額

与論町から鹿児島市（鹿児島本港）までの船賃（離島割引運賃を上限）又は鹿児島空港までの飛行機運賃（離島割引運賃を上限）と実費を比較して少ない額とする。

〈申請時に必要なもの〉

- 生殖補助医療受診等証明書
- 医療機関診療費支払領収書及び明細書等
- 船又は飛行機代の領収書
- 宿泊費の領収書
- 振込先の金融機関の通帳（写し）
- 印鑑

※申請受付期限は、原則として治療が終了した日の属する年度内とする。

【母子・子育て・児童等関係】

◆母子事業 (こ未)

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

1. 乳幼児健診事業の実施

乳児内科健診 (※1 か月児・3～4 か月児・6～7 か月児・※9～11 か月児) ※医療機関へ委託

1歳6か月児内科歯科健診

2歳児フッ素塗布(歯科医院へ委託)

2歳6か月児フッ素塗布(歯科医院へ委託)

3歳児内科歯科健診

5歳児健診

新生児聴覚検査 (おおむね生後28週までの新生児)

2. 歯科口腔保健事業の実施

8020運動の推進・各学校・こども園等への歯科口腔保健指導・妊婦、パートナー歯科検診

3. 母子保健に係るその他事業の実施

母親学級・赤ちゃん講座・親子教室・新生児訪問

◆離島地域子ども通院費等支援事業 (こ未)

問合せ先：こども未来課 0997-97-2792

1. 対象者 令和6年4月1日以降に島内の医療機関にて治療等を受ける事が出来ないと診断された児童 (18歳到達後の最初の3月31日まで) 及び付添者1名の旅費が対象です。

※助成を受けるには申請が必要です。こども未来課 (保健センター内) にて申請をお願いいたします。

2. 申請に必要なもの

印鑑

通帳

離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書 (担当医の署名が必要)

(右記よりダウンロード頂くか、こども未来課へお越し下さい)

旅費に係る領収書 (宿泊費・交通費)

※宿泊費上限は1名あたり1泊5,000円 (1回の通院につき2名2泊まで)

※交通費上限は鹿児島市 (鹿児島本港) までの離島割引運賃適用後の船賃又は鹿児島空港までの離島割引運賃適用後の航空機運賃 (県外の場合は上記を補助上限としますが、実際に要した運賃が鹿児島本土までの交通費より少ない場合は実際に要した運賃を助成対象額とします。) 船賃については、車運送料は対象外となります。

※ 合計した旅費の3分の2を交付額とします。

掲載(与論町HP)ページ



◆与論町幼二種・保育士・放課後児童支援員等資格取得支援事業補助金 町8/10 (こ未)

問合せ先：こども未来課 子育て支援担当 0997-97-2792

◎幼二種・保育士・放課後児童支援員等資格取得及び研修受講を支援することで幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の増加を図り、質の高い保育・教育の提供及び子どもを安心して育てる体制を整備することを目的として交付します。補助金の額は予算の範囲内において、かつ補助対象経費の8/10補助対象とし、200,000円を上限とします。

◆鹿児島県小児慢性特定疾病医療費助成制度 (県)

問合せ先：徳之島保健所健康増進係 0997-82-0149

【母子・子育て・児童等関係】

鹿児島県では、小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度である18歳未満の児童等を対象に疾患の治療にかかる一部を助成する事業を行っています。なお、市町村民税課税額に応じて自己負担が生じます。

〈対象〉 16疾患群788疾病

悪性新生物・慢性腎疾患・慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・内分泌疾患・膠原病・糖尿病・先天性代謝異常・血液疾患・免疫疾患・神経、筋疾患・慢性消化器疾患
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群・皮膚疾患・骨系統疾患・脈管系疾患



鹿児島県ホームページ

◆障害児福祉手当（特別児童扶養手当と併給可） 国3/4・県1/4 **（健長）**

問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

〈対象児童〉

20歳未満が対象で、身体または精神に重度の障害があるため日常生活で常時介護を必要とする児童が対象。

1. 支給額（月額） **16,560円**
2. 支払時期 5月・8月・11月・2月（それぞれ前3月分まで）

◎支給されない場合

肢体不自由児施設・知的障害児施設に入所した場合や障害を理由に公的年金を受給している場合は対象外。

※所得制限限度額有り

◆育成医療（自立支援医療）・・・国1/2・県1/4・町1/4 **（健長）**

問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

◎現存する疾患を放置した場合に将来において機能障害を残すと認められる児童に対して、指定自立支援医療機関における治療を受けた場合にその治療に要する医療費を支給します。

※18歳未満の身体上の障害を有する児童が対象。

【障害者(児)福祉関係】

◆障害者総合支援法 **(健長)**

問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

平成18年に施行された障害者自立支援法は、平成25年4月から「障害者総合支援法」に変わりました。これにより、これまで障害者手帳をお持ちの方しか受けられなかった障害福祉サービスや補装具・日常生活用具の給付について、手帳を持っていない難病認定された方もサービスや給付を受けることができるようになりました。治療方法が確立していない疾病その他の疾病（指定難病348疾病（R7.4.1から））で、罹患していることがわかる書類（診断書や特定疾患医療受給者証など）を提出することで必要と認められたサービスを利用することができます。

1 自立支援給付 補助率：国 1/2・県 1/4・町 1/4

<p>介護給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護（ホームヘルプ） ○ 重度訪問介護 ○ 行動援護 ○ 重度障害者等包括支援 ○ 短期入所（ショートステイ） ○ 療養介護（通所） ○ 生活介護（通所） ○ 施設入所支援（療養介護・生活介護） ○ 同行援護 ○ 自立生活援助 <p>※<u>障害の程度区分によって受けられる給付が決定されます。</u></p>	<p>訓練等給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 就労移行訓練 ○ 就労継続支援（雇用型・非雇用型） ○ 共同生活援助（グループホーム） ○ 就労定着支援 <p>※<u>障害程度の区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられます。</u></p>
	<p>自立支援医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更生医療 ○ 育成医療 ● 精神障害者通院医療費
	<p>補装具給付</p>

2 地域生活支援事業

<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援 ○ 意志疎通支援 ○ 日常生活用具の給付又は貸与 ○ 移動支援 ○ 地域活動支援センター機能強化 ○ 成年後見制度利用支援 ○ 成年後見制度法人後見支援 ○ 手話奉仕員養成研修 ○ 理解促進研修・啓発 ○ 自発的活動支援 等 	<p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門性の高い相談支援 ● 広域的な対応が必要な事業 ● 人材育成
--	---

(注) ○は市町村実施事業, ●は都道府県実施事業です。

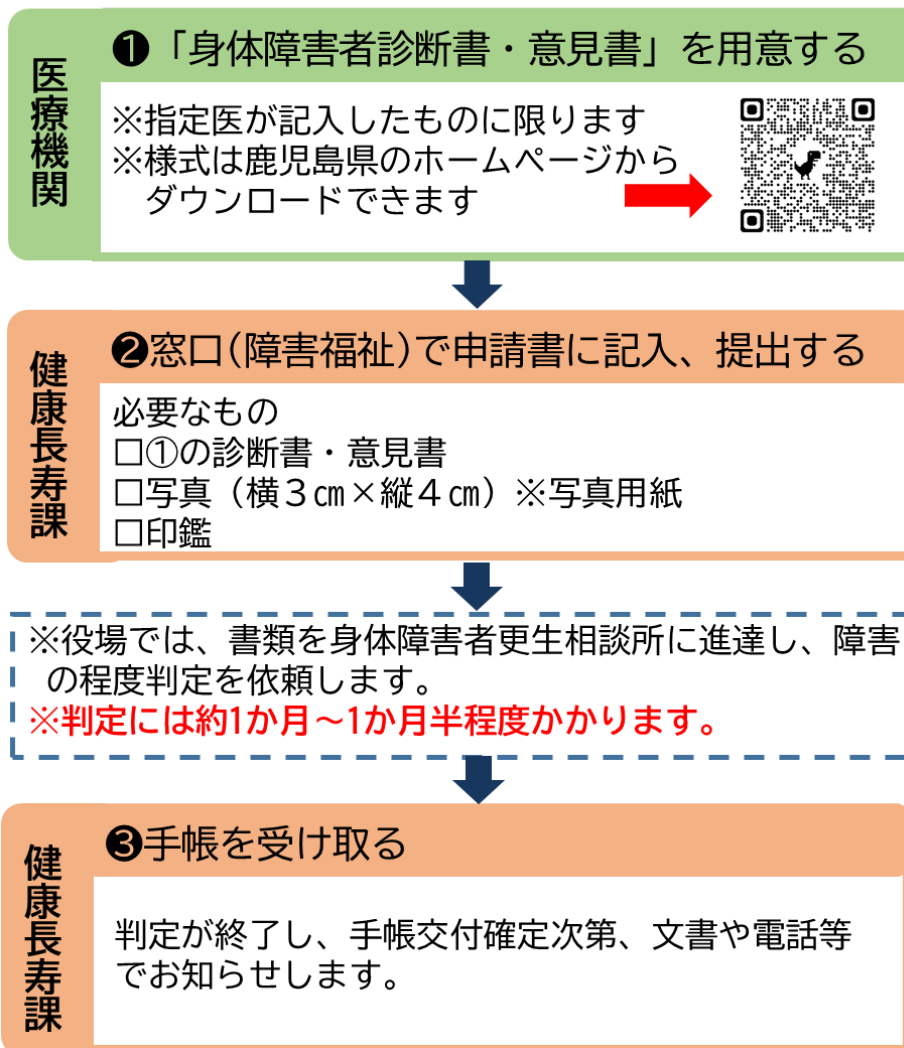
【障害者(児)福祉関係】

◆身体障害者手帳申請の流れ **(健長)**

問合せ先:健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・咀嚼機能・肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。(年金、各種手当の等級は必ずしも身障手帳の等級、種とは一致しません。)

【 身体障害者手帳 申請の流れ 】 2024.4.1健康長寿課作成



※申請関係

- * 身体障害者手帳(医師の診断書) …… 身体障害者更生相談所(ハートピア鹿児島)
- * 療育手帳(18歳以上) …… 知的障害者更生相談所
- * 療育手帳(18歳未満) …… 児童相談所
- * 精神障害者保健福祉手帳 …… 精神保健福祉センター
- * 精神通院医療費受給者証 …… 精神保健福祉センター

【障害者(児)福祉関係】

◆補装具給付事業 (健長)

問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき、補装具の購入または修理が必要と認められた場合は、その費用の一部を補装具費として利用者に支給します。※介護保険に該当する方は介護保険が優先されます

◎対象者

身体障害者手帳を持っている者

肢体関係・義肢・装具・車椅子・歩行器・歩行補助杖等

視覚関係・盲人安全杖・義眼・眼鏡

聴覚関係・補聴器 等



◎費用の一部負担

補装具費支給制度の利用者負担割合は、原則1割です。

※補装具の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から、利用者負担額を除いた額を補装具費とし、この補装具費について次の割合により負担する。(国50/100、県25/100、町25/100)

◆与論町障害者等日常生活用具給付事業 (地域生活支援事業) (健長)

問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

日常生活用具給付等事業は、市区町村が行う地域生活支援事業のひとつです。重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与するなどの福祉サービスを提供しています。

◎対象者

身体障害者手帳を持ち、日常生活用具を必要とする障害者、障害児、並びに指定難病患者の方。

◎給付用具

介護・訓練支援用具、自生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通用具、支援用具、排泄管理用具、住宅改修費

例) 吸引器、ストーマ、紙おむつ等



◎費用の負担

原則費用の一割を負担する。(上限有り)

※小児慢性特定疾患児を対象とした小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業もある。

◆軽度・中等度難聴児補聴器助成事業 (健長)

問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

◎対象者

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

ただし、医師が必要と認めた場合は30デシベル未満も対象とする。

◎助成額

町が既定の補聴器1台当たりの基準価格又は補聴器の購入に要した費用いずれか低い額の3分の2を限度に助成する。

【障害者(児)福祉関係】

◆与論町障がい者等福祉施設等入所等面会旅費補助金交付・・・町単独 (健長)

問合せ先:健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

◎障害者福祉施設・精神科医療機関・児童福祉施設及び特別支援学校に入所・入院又は入寮している者の家族等(3親等以内)及び後見人又は補佐人が、当該者を訪問するための費用の一部を町が助成し経済的負担の軽減を図る。

沖縄・奄美 → 20,000円 その他の地区 → 30,000円

年6回まで利用可 ※重度・軽度を含む。

※施設の証明書が必要です。様式は健康長寿課に用意してあります。事前に窓口までお越しください。

◆与論町重度障がい者(児) 島外医療機関通院旅費助成事業補助金交付・・・町単独 (健長)

問合せ先:健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

◎重度障がい者(児)又はその家族等がその障害の治療のため与論町外の医療機関に通院する際の旅費の一部を町が助成し経済的負担の軽減を図る。(指定難病等以外にも、与論町外の医療機関で専門的な治療を行うため高い頻度(1年間に4回以上)で通院が必要であると医師による医学的所見が認められる者も含む。)

※1回あたり支給額は補助対象経費の半額

沖縄・奄美 → 20,000円を上限 その他の地区 → 100,000円を上限

交付申請回数は年6回までを限度

◎対象者:障がい者本人及び障がい者(児)の介助や保護を行う者

《申請関係書類》

重度障害(または与論町外へ年4回以上通院が必要であること)を証する書類・旅費に係る領収書・島外医療機関利用に係る確認書類

◆身体障害者バス無料乗車券の交付 (与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例)・・・町単独補助 (健長)

問合せ先:健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

◎バスの無料乗車券を交付することにより、身体障害者の生活支援を推進する。

(6才以上75才未満で1～3級身障手帳被交付者で手帳交付台帳に登録されている人、本町の学校の特別支援学級に在籍し登下校にバスの利用が適当と町長が認めた児童等が対象です。)

◆重度心身障害者医療費助成 (与論町重度心身障害者医療費助成条例)・・・県1/2・町1/2 (健長)

問合せ先:健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992

◎与論町に住所を有する重度心身障害者(児)が、通院及び入院をした時の保険診療の自己負担分(一部負担金支払い額)等を助成します。(受給資格者登録が必要です。)

※令和6年7月診療分から県内医療機関分は自動償還払い対応

◎対象者

1. 身体障害者手帳1・2級
2. 療育手帳A1、A2、A(知能指数が35以下)
3. 身体障害者手帳3級と療育手帳B1(判定機関において、知能指数が50以下と判定された者)
4. 精神障害者保健福祉手帳1級(通院医療費のみ対象)

※対象外⇒生活保護受給者・定める額以上の所得のある方は非該当

【障害者(児)福祉関係】

- ◆更生医療（自立支援医療）・・・国1/2・県1/4・町1/4 **（健長）**
問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992
◎身体障がい者手帳の交付を既に受けている18歳以上の人
※障害部位によっては手帳との同時申請が可能（心臓機能障害・腎臓機能障害・肝臓機能障害）
視覚障害・・・角膜移植手術・網膜手術等
心臓機能障害・・・ペースメーカー埋込手術・人工弁置換手術 等

- ◆精神通院医療（自立支援医療）・・・県10/10 **（健長）** 問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992
◎精神疾患により継続的な治療・服薬や通院を必要とする患者の負担軽減と発症の抑制を図ります。
※自己負担分の一部（3割）・・・2割は公費、1割（原則）は自己負担となります。

- ◆障がい者自立支援配食サービス事業 町単独 **（健長）** 問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992
◎十分な調理及び食事が行えないために健康を損ないやすい障がい者に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに障がい者の安否確認を行い、居宅において健康で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。
1食単価1,300円の配食に対し、770円を町が助成し、残りは自己負担とする。

- ◆特別障害者手当・・・国3/4・県1/4 **（健長）** 問合せ先：健康長寿課 障害福祉担当 0997-97-4992
◎対象者（障害基礎年金と併給可）
精神又は身体に、国民年金法の1級程度の障害が重複する程度の重度の障害がある20歳以上の者で常時介護状態にある在宅の者（20歳未満は障害児福祉手当を支給）入所・入院は非該当
◎支給額（月額）・・・30,450円
支払時期・・・毎年度 5月、8月、11月、2月（前月分まで）

- ◆紙オムツ廃棄用ごみ袋助成事業 **（健長）** P11 参照

- ◆障害児福祉手当 **（健長）** P31 参照

- ◆育成医療（自立支援医療） **（健長）** P31 参照

◆国保財政 

歳入に関するもの

* 国民健康保険税（一般被保険者分と退職者被保険者等分）

国民健康保険の被保険者である世帯主が、国保事業を運営する市町村に納付する保険料を言う。国保事業に要する費用（後期高齢者支援金及び介護納付金、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む）に充てられます。

医療給付費分に係る国民健康保険税は、年齢によって組合せや納め方が違います。

39歳までは・・・医療給付分+後期高齢者支援金分

40歳～64歳・・・医療給付分+後期高齢者支援金分+介護保険納付金分

65歳～74歳・・・医療給付分+後期高齢者支援金分（介護保険は年金から）

* 一部負担金・・・非課税世帯の乳幼児医療費負担への現物給付

* 使用料及び手数料

①督促手数料があります。

* 県支出金

県が国民健康保険事業を運営する市町村に対し、国保事業に要する費用の一部を負担する支出金の事です。

①普通交付金

市町村が支出する保険給付費等（療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費）の費用を負担するものです。

②特別交付金

(1) 保険者努力支援分

市町村が実施する医療費適正化や保健事業等に対する取り組みを評価し、特別交付金として交付されます。

(2) 特別調整交付金（市町村分）

国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な実情に応じて交付されます。

(3) 都道府県繰入金（2号分）（県繰入金の3%相当額）

医療費適正化対策や市町村が運営する保健事業など、県が定める交付メニューに応じて特別交付金の一部として交付されます。

(4) 特定健康診査負担金

国民健康保険法第72条の5により、都道府県は市町村に対し特定健康診査等に要する費用のうち政令で定めるものの3分の1に相当する額を負担するものです。

市町村補助

* 一般会計繰出金（法定分）

● 保険基盤安定繰入

国保法第72条の3による保険基盤安定制度として国保会計に繰出すものです。

1. 保険者支援分・・・・・・・・・・国1/2・県1/4・町1/4

市町村国保の保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、主に中間所得層の保険料（税）負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度です。

2. 保険料軽減分・・・・・・・・・・県3/4・町1/4

法令に基づき市町村が一般会計から国保特別会計に繰出を行い、低所得者に対する保険料の負担軽減を図るものです。

● 未就学児均等割保険料繰入金（R4年4月1日～） 国1/2・県1/4・町1/4

未就学児である被保険者が属する世帯の保険料負担の軽減に要する経費について国保法第72条の3により国保会計に繰出すものです。

● 産前産後保険料繰入金 国1/2・県1/4・町1/4

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者が属する世帯の保険料負担の軽減に要する経費について国保法第72条の3により国保会計に繰出すものです。

● 職員給与等繰入金

国民健康保険の事務の執行に要する経費について国保会計に繰出すものです。

● 国保財政安定化支援事業繰入金・・・・・・・・・・（地方交付税措置）

国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、保険基盤安定制度に基づく保険料軽減額が多いことや、いわゆる低所得者負担能力補填分に対する支援措置及び病床過剰分に対する支援措置並びに60歳代の高齢被保険者を一定割合以上抱える保険者に対する支援措置として、一般会計からの繰出しを認めています。

● 国民健康保険事業事務費に対する繰入れ

国民健康保険事業で要した事務費のうち、該当する県支出金等を控除した額を、市町村の一般会計から繰出すことができるものとされています。

* 一般会計繰出金（法定外）・・・・・・・・・・繰上充用のみ（根拠：地方自治法施行令166条の2）

市町村独自の保険料減額や決算の補てんや保健事業等へ充てるために、市町村が一般会計から国保特別会計に繰入を行うことができる繰入金の事です。

※保険料軽減制度とは（参考）・・・・・・・・・・国1/2・県1/4

国民健康保険には、保険料の軽減制度と減免制度があります。どちらの制度も保険料の支払いが困難と認められる一定の基準を満たした場合に保険料が減額（場合によっては免除）されます。軽減制度は国の制度であり、平均保険料額に、応能保険料の負担能力の低い保険料軽減世帯数を乗じた額の一定割合（1/2の範囲内）について、財政支援があります。

これに対し、減免制度は条例で定められている市町村の制度であり、その内容が異なる場合があります。

【国民健康保険関係】

歳出に関するもの

* 総務費

- ① 総務管理費・・・一般管理費・連合会負担金・レセプト点検費
- ② 徴収費・・・徴収事務費, 収納業務委託料, 国保の税徴収用等のパンフレット
- ③ 国保運営協議会費・・・市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会費

* 保険給付費

被保険者が保健医療機関で診療を受けた際などに支払う一部負担金（3.2.1割等）を除いた費用を、保険者（与論町）が給付（保険医療機関に支払う）する事をいいます。

- ① 療養諸費・・・診察, 治療, 薬や注射などの処置費, 入院等
- ② 高額療養費・・・公的医療保険における制度の一つで, 医療機関や薬局の窓口で支払った額が, 一定額を超えた場合に, その超えた金額を支給する制度です。
- ③ 移送費・・・国民健康保険の被保険者で重病人の場合に, 医師の指示で入院や転院が必要となった時に保険者に申請し必要と認められた場合に移送額が支給される 制度です
- ④ 出産育児諸費・・・国保に加入している被保険者が出産したときに, 出産費用として保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる制度です。
- ⑤ 葬祭費・・・国 保：20,000円 後期高齢：20,000円
- ⑥ 特別療養費・・・国保税を納期限から1年以上滞納し特別な事情が認められない場合、医療機関等の窓口で医療費を全額自己負担し後日申請を行うことで保険者負担分を支給する制度です。

* 国民健康保険事業費納付金

市町村が徴収した国民健康保険税を県へ納付します。納付金額については県より示されます。

* 総報酬割

医療費などの負担の割合を、健康保険組合加入者の支払い能力に即したものにするために、平均収入に応じて設定する方法が加入者数に応じた頭割で算定する加入者割よりも、各健康保険組合の保険料率格差が是正されます。課題としては、加入者の所得が高い保険組合ほど負担が重くなります。

◆人間ドック等利用助成（当該年度1回限り） **（健長）** 問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992
申請日において与論町国民健康保険被保険者で、町税等の完納世帯員であり、同年度中に町が実施する特定健康診査を受診していない30歳以上74歳以下である（受診日時点）者

◎助成額

4. 日帰り受診・・・15,000円
5. 脳ドック・・・10,000円*
6. がんドック・・・20,000円*

*脳ドック及びがんドック受診者のうち、特定健診検査項目を受診したとみなすことができる者については、それぞれ5,000円を加算する。

例) 脳ドック(実費45,000円(特定健康診査項目を満たす))を受診した場合

実費45,000円-脳ドック助成10,000円+加算分5,000円=30,000円を医療機関へお支払いください。

※受診する前に、国保窓口で申請手続きが必要です。印鑑をご持参ください。

【国民健康保険関係】

◆国保高額療養資金の貸付（与論町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例）**（健長）**

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

◎対象者

国保被保険者で、高額療養費支給見込額が1万円以上の世帯主

◎貸付金額・・・高額療養費支給見込額以内の金額

◎貸付条件・・・無利子

◎償還期限・・・高額療養費支給日から15日以内に全額一括償還

◆葬祭費の支給について（与論町国民健康保険条例）（鹿児島県広域連合後期高齢者医療に関する条例）**（健長）**

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

◎対象者：国保被保険者・後期高齢被保険者

被保険者が亡くなったとき、支給申請により葬祭を行った方へ支給されます。

国保被保険者・・・・・・・・・・20,000円

後期高齢被保険者・・・・・・・・・・20,000円

◎申請に必要なもの

印鑑

金融機関の預金通帳

資格確認書等

◆国民健康保険の自己負担割合 **（健長）**

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

① 義務教育就学前・・・・・・・・・・2割

② 小学校入学以降70歳未満まで・・・・3割

③ 70歳以上74歳未満・・・・・・・・・・2割（現役並み所得の方は3割）

◆国民健康保険療養費 **（健長）**

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

下記の場合には、医療機関の窓口において全額負担となりますが、支払った療養費について支給の申請をすれば国民健康保険から後日自己負担分を差し引いた額が支給されます。

◇ 不慮の事故や、旅行先で急病になり診療を受けたとき。

◇ 骨折、ねんざ等国保を扱っていない柔道整復師の施術料。

◇ 海外渡航中の治療（指定の用紙に医療機関による署名が必要です。治療を目的とした海外渡航は認められません。）

◇ 輸血を受けたときの生血代及びコルセット等の補装具代。

◇ はり、きゅう、マッサージ等の施術料。

◇ 9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡等の製作費用。

◇ 高齢受給者証（1割等）をお持ちの方で、受給者証を医療機関の窓口で提示しなかった等の理由により、3割負担された場合の差額。

【国民健康保険関係】

◆国保高額療養費の給付 (健長)

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

医療費の一部負担金が高額になったとき、申請をして認められた場合には、自己負担限度額を超過した分が高額療養給付費として後日支給されます。自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。高額療養費給付費に該当する方には、世帯主あてに診療月から2～3ヶ月後に通知が届きます。

◆国民健康保険資格について (健長)

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

※R6年12月2日より現行の紙ベースの被保険者証や限度額認定証は廃止となり、原則マイナ保険証（マイナンバーカード）を医療機関にご提示いただくこととなりました。

※マイナ保険証（マイナンバーカード）を紛失・更新中の方や、お手元にマイナ保険証（マイナンバーカード）がない方は、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が役場窓口にて交付されます。

①国保限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関にマイナ保険証または認定証を提示することで、入院したときの窓口での支払い（保険適用分）が、自己負担限度額内で収まったり食事代が減額されたりします。

②国保高齢受給者証について

70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変わります。

70歳になった翌月から国民健康保険法による高齢受給者となります。マイナンバーカードをお持ちでマイナ保険証との紐づけがお済みの方はマイナ保険証で医療機関を受診いただけますが、お持ちでない方は来庁して手続きが必要となります。

③国保・住所地特例の適用手続について

島外へ修学のため（国保法第116条）、島外の施設や病院等に入所・入院するため（国保法第116条の2）に転出し他市町村に住所を置く場合は、住所地特例により既存の住所地である市町村の国民健康保険に加入することになります。

④国保税の滞納世帯について（特別療養費の支給）

国保税の滞納が続くと医療費をいったん全額自己負担し後日役場の窓口にて保険者負担分を支給することになります。対象者には年次更新の際に（7月頃）事前通知を送いたします。

※どうしても納付が困難なときは、理由のいかんによって申請により分割納付なども可能な場合がありますので、滞納のままにせずお早めにご相談ください。場合によっては特別療養費の支給を行わずに保険税へ充てさせていただきます。

◆特定健康診査・特定保健指導 国1/3・県1/3・町1/3 (健長) (保セ)

【国民健康保険関係】

問合せ先：健康長寿課 国保担当 0997-97-4992

問合せ先：保健センター-0997-97-5105

糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が増えています。これらは、食生活の見直しや適度な運動で予防できることが分かっています。平成17年の医療制度改革大綱において、40歳以上は平成20年4月から健康保険組合や国民健康保険などの加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられることになりました。（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく）

（検査項目）

	検査等の目的	検査項目
問診・ 診察	生活習慣病の治療状況や生活習慣を知る	問診 （服薬及び喫煙歴、食事、運動、睡眠等生活習慣）
	自覚症状や他覚症状を診る	医師診察
検査の 項目	内臓脂肪型の肥満かどうか	身長、体重、腹囲測定 BMI 体格指数 体重Kg ÷ (身長m × 身長m)
	高血圧かどうか	血圧測定
	脂質異常かどうか	血液検査（空腹時中性脂肪、又は随時中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
	糖尿病かどうか	血液検査（空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合随時血糖）尿糖検査
	腎臓の機能の状態かどうか	尿蛋白（クレアチニン、eGFR）
	肝臓の機能の状態かどうか	GOT（AST）、GPT（ALT） γ-GTP（γ-GT）
	膀胱・尿路系に異常はないか	尿検査（尿潜血）

※令和11年度までの与論町国民健康保険の健診・保健指導最終年度目標値

①特定健診の受診率 54%以上 （該当者・予備群の減少率14.5%（20年度比））

②特定保健指導実施率 62.9%以上

※満75歳からは長寿健診の対象となります。

【国民年金制度関係】

◆国民年金制度（種類・加入者・免除猶予） 町生 問合せ先:町民生活課 国民年金担当0997-97-4930

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立により、被用者年金各制度が平成27年10月1日以降は厚生年金保険制度に統一されることとなりました。厚生年金保険被保険者の範囲が、現在は共済年金に加入している公務員及び私学教職員まで拡大され、被用者年金の厚生年金保険への一元化が実施されました。

■国民年金の種類

1. 老齢基礎年金 保険料を納めた期間と、免除された期間を合わせて10年以上ある方が、65歳に達したとき支給されます。
2. 障害基礎年金 国民年金に加入している方が、病気やケガで障害になったときに支給されます。障害の程度や納付要件があります。
3. 遺族基礎年金 国民年金加入者や、老齢基礎年金を受ける資格のある方が死亡したとき、扶養対象の子がある配偶者または子に支給します。（納付要件、受給要件があります。）
4. 寡婦年金 第1号被保険者として、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した時支給されます。（受給要件があります。）
5. 死亡一時金 第1号被保険者で、保険料を3年以上納めた方が年金を受けないで死亡したときに生計をともにしていた遺族に支給されます。
6. 付加年金 第1号被保険者で、付加保険料（月額400円）を納めた方に、老齢基礎年金と併せて支給します。（200円×付加保険料納付月数）
例：480月納付した場合 $847,296円 + (200円 \times 480月) = 943,296円/年$
(R.4月現在)
7. 老齢福祉年金 国民年金制度が創設された当時、年齢的に適用されなかった方、また創設当時保険料を納めた期間が必要な期間を満たすことのできなかった方に対して支給されます。

■国民年金（基礎年金）の加入者

- ◎第1号被保険者 農林漁業者、自営業者とその家族、学生、無職の人等で第2号被保険者、第3号被保険者以外の日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人。
- ◎第2号被保険者 厚生年金や共済年金に加入している人。
- ◎第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。

■国民年金保険料の免除と納付の猶予

区 分	内 容
法定免除	生活保護法の生活扶助を受給している人や障害基礎年金を受けている人が届をすると、保険料の「全額免除」となる。
申請免除	本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって、保険料が免除になる。免除の種類には、所得に応じて「4分に1」「半額」「4分の3」「全額」免除の4種類がある。
学生の納付特例	20歳以上の学生本人の前年所得が一定額以下ならば、申請によって保険料の納付が猶予される。
納 付 猶 予	50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下ならば、申請によって保険料の納付が猶予される。
追 納	保険料免除の期間や納付を猶予された期間の保険料は、その後10年以内であれば遡って納付でき、これを追納という。ただし、承認されてから3年度目以降の追納による加算金が付きません。 老齢基礎年金を計算する際、免除期間分は年金額が減額されるが、追納した分は「保険料を支払った期間」になるため満額の基礎年金額に近づけることができる。

【若者支援関係】

◆結婚新生活支援事業 29歳以下及び36歳以上39歳以下 国1/2・町1/2
30歳以上35歳以下 国1/4・町3/4



問合せ先：町民生活課 0997-97-4930

与論町で新居を構える新規（令和8年1月1日以降）に婚姻した世帯に対して住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を支給します。

〈対象者〉

- ①夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ②世帯所得500万円未満（奨学金返還世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除）
- ③補助金の交付を受けた日から夫婦ともに5年以上本町に定住する意思があること。

〈補助内容〉

- | | | |
|-----------------------|------|-------------------------|
| ①夫婦ともに29歳以下 | 60万円 | （国1/2・町1/2） |
| ②夫婦の年齢が高い方が30歳以上35歳以下 | 60万円 | （国1/4・町3/4）※町独自要件による上乗せ |
| ③夫婦の年齢が高い方が36歳以上39歳以下 | 30万円 | （国1/2・町1/2） |



【火葬関係】

◆火葬・埋葬許可の届出 町生

問合せ先：町民生活課 戸籍担当 0997-97-4930

届出人の住所地のある市町村役場の戸籍係へ「死亡届」を提出するときには、「死体火葬許可申請書」を提出して許可証をもらう必要があります。洗骨改葬の場合は、死体火葬許可申請書だけの提出になります。なお、島外霊園へ転出の場合は転出先の受入れ証明書と改葬許可申請書を添えて提出します。

※遺体の安置に伴い火葬場の保管庫を使用する場合の使用料の減免については、死因の究明（検視等）に伴うやむを得ない場合に限り減免できるものとする。

◆火葬場使用料 町生

問合せ先：町民生活課 戸籍担当 0997-97-4930

1. 火葬(1体)・・・・・・・・・・ 30,000円
2. 洗骨改葬(骨の火葬1柱)・・ 15,000円

※ 改葬の場合には、火葬が優先しますので、事前に確認をして下さい。

火葬場使用料

種 別	単 位	使 用 料 (円)	
		死亡者が本町の住民	死亡者が町外の者
大人(13才以上)	1体	30,000	40,000
小人(13才未満)	〃	15,000	20,000
1才未満	〃	6,000	9,000
死産児	〃	5,000	8,000
改葬骨・改葬済骨	〃	15,000	20,000
人体の一部及び胎盤	1件	5,000	8,000
遺体の一時保管	24時間	1,000	3,000

◆その他健康づくり事業 **保セ**

問合せ先：保健センター0997-97-5105

◎各種健（検）診の実施

基本健診・肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査・前立腺がん検査・腹部超音波検査・歯周病検診・骨粗しょう症検診・心不全リスク検査・**ナトカリ比検査**・塩分摂取量検査・頸動脈エコー検査・胃がんリスク検査等・**すい臓がん検査（腫瘍マーカー）**

◎食生活改善を通じた生活習慣病の予防推進

食生活改善推進員を中心としたバランスの良い基本的な食生活について地域への周知活動

◎データヘルス計画に位置づけられた保健事業の実施



集団健診（厚生連健診）会場の様子

検診バス

女性検診バス

◆与論町がん患者アピアランスケア支援事業・・・県1/2・町1/2 **保セ**

問合せ先：保健センター0997-97-5105

がん患者の方の治療と就労等との両立を支援するため、医療用ウィッグや乳房補整具を必要とする方に購入費の一部を助成します。

〈対象者〉

- ① 申請日時点で与論町に住所を有する者
- ② がんと診断され、がん治療（薬物療法、放射線治療、手術など）を受けた方又は受けている方
- ③ 申請日前に、既に他の助成制度等により、それぞれの購入費用の助成又は給付を受けていない方

〈補助内容〉

- ① 医療用ウィッグ購入費が 20,000 円のいずれか低い額
- ② 乳房（胸部）補整具購入費が 10,000 円のいずれか低い額

※アピアランスケア：がんの治療中は、脱毛や手術による傷など、さまざまな外見の変化が起こることがあり、このような外見の変化による患者さんのストレスを軽減するためのケアを「アピアランスケア」といいます。

◆と畜場管理運営事務 (町生)

問合せ先：町民生活課 0997-97-4930

と畜を行う際、畜検査申請書を提出してもらい、と畜場使用料(現金)と、と畜検査料(収入証紙)を徴収する。
 〈申請に必要なもの〉 印鑑, 収入証紙(と畜検査料)
 〈検査料及び と畜場使用料〉 山羊 1 頭につき検査料 170 円, と畜場使用料 730 円



◆離島航空割引カード発行事務 (町生)

問合せ先：町民生活課 0997-97-4930

割高な移動コストを軽減することにより、離島住民並びに準住民（小・中・高校, 大学, 専修学校, 各種学校 等学校教育法規定認可学校在学生）の負担軽減を図る制度

〈対象者〉 与論町に住民票を有する者・準住民 {奄美群島の住民に扶養されている者かつ一度群島内に住所歴がある島外在学中の学生、奄美群島に居住するもので介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けているものの介護等のため、当該地域に反復継続的(年 3 回以上)帰省する親族 (※鹿児島ー奄美群島路線のみ)}

〈申請に必要なもの〉

1. 与論町に住民票を有するもの
 - 身分証明書(免許証, マイナンバーカードなど), 写真(縦 3cm, 横 2.5cm)
2. 準住民 (島外在学中の学生)
 - 身分証明書(免許証, マイナンバーカードなど), 写真(縦 3cm, 横 2.5cm)
 - 在学証明書及び学生の扶養状況を確認のできる物 (資格確認書等)
3. 準住民 (介護離島割対象者)
 - 身分証明書(免許証, 保険証など), 写真(縦 3cm, 横 2.5cm)
 - 要介護認定者等の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書のいずれかの写し
 - 戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか

〈運賃表〉

・ 航路運賃 (2等割引運賃)

区 間	金 額
鹿児島 — 与論	11,450円
奄美大島 — 与論	5,610円
徳之島 — 与論	2,570円
沖永良部 — 与論	1,210円
本部 — 与論	1,950円
那覇 — 与論	3,310円

・ 航空運賃

区 間	金 額
鹿児島 — 与論	22,050円
奄美大島 — 与論	往路14,630円 復路14,150円
※往路は那覇空港経由のため空港利用料480円	
那覇 — 与論	15,030円
※ピーク期 (3/29~31 及び 7/1~8/30)	※16,180円

※記載されている金額は変更となる場合があります。



令和8年度 福祉サービス等の概要

■発行年月日令和8年4月1日

■発行・編集 与論町役場
(町民生活科・こども未来課・健康長寿課)
